



島根県報

平成17年 6 月 7 日 (火)
第 1,681 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則		
島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(情報政策課)	1
告 示		
生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(地域福祉課)	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(")	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	(")	2
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	3
土地改良区の定款変更の認可 (3 件)	(農村整備課)	3
換地処分	(")	4
道路の区域の変更	(道路維持課)	4
道路の供用開始	(")	5
県が管理する港湾施設の使用料の徴収事務の委託	(港湾空港課)	5
特定調達公告		
指紋自動識別システムの賃貸借契約に係る一般競争入札の実施	(警察本部)	5
雑 報		
平成17年度消防設備士試験の実施	(消防防災課)	7
平成17年度宅地建物取引主任者資格試験の実施	(建築住宅課)	8
正 誤		
平成17年 5 月 20 日付け島根県報第1,676号中	(職員課)	11

公布された条例等のあらまし

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第88号)

1 規則の概要

知事等に対して行うこととされ、又は知事等が行うこととしている手続等のうち、オンライン等を利用して行わせ、又は行う手続等を追加することとした。(別表関係)

2 施行期日

平成17年 6 月 9 日から施行することとした。

規 則

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 6 月 7 日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第88号

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成16年島根県規則第70号）の一部を次のように改正する。

別表島根県漁港管理条例（昭和34年島根県条例第26号）の項の前に次のように加える。

島根県年金恩給支給規則（昭和48年島根県規則第36号）	第4条第1項	受給者の住所の変更の届出
肥料取締法施行細則（昭和59年島根県規則第41号）	第7条	生産した肥料の数量の報告
	第8条	肥料の入荷の報告

別表島根県道路管理規則（昭和53年島根県規則第10号）の項に次のように加える。

第12条第1項	占用の廃止の届出
---------	----------

附 則

この規則は、平成17年6月9日から施行する。

告 示

島根県告示第694号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成17年6月7日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
島根県立心と体の相談センター	松江市東津田町1741 - 3	平成17年4月1日

島根県告示第695号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成17年6月7日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
島根県立精神保健福祉センター	松江市大輪町420	平成17年3月31日

島根県告示第696号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成17年6月7日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
株式会社シルバーライフネットワーク	東京都中央区日本橋富沢町 3 番18号サンウォールビル 3 階	居宅介護支援事業	株式会社シルバーライフネットワーク松江営業所指定居宅介護支援事業所	松江市学園 2 丁目27 - 11山田ビル 3 階	平成17年 4 月18日
全国労働者共済生活協同組合連合会	東京都渋谷区代々木 2 丁目12番10号	福祉用具貸与	全労災在宅介護サービスセンター ほほえみ	八束郡東出雲町錦新町 8 丁目 1 番 1 号	平成17年 3 月 1 日

島根県告示第697号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第 1 号の規定に基づき告示する。

平成17年 6 月 7 日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年 月 日
日本海観光株式会社	痴呆対応型共同生活介護	グループホーム 敬愛苑	松江市寺町198 - 57 ポートピア松江ビル 4 階	平成17年 5 月25日

島根県告示第698号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、平田市中央土地改良区の定款変更を平成17年 5 月27日付けで認可した。

平成17年 6 月 7 日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第699号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、能義郡伯太町土地改良区の定款変更を平成17年 5 月27日付けで認可した。

平成17年 6 月 7 日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第700号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、邑智郡石見町土地改良区の定款変更を平成17年 5 月27日付けで認可した。

平成17年 6 月 7 日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第701号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第3項の規定により、3条資格者施行代表者から来原地区における換地処分を平成17年5月2日付けで行った旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成17年6月7日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第702号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年6月7日

島根県知事 澄田信義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区間	変更前後の別	敷地の幅員			延長
県道	掛合大東線	雲南市木次町西日登993番2地先から同501番4地先まで	前	A メートル 5.00～ 25.00	メートル 292.00	木次土木建築事務所	ダブルウェイ解消 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 市道移管
				B 11.00～ 48.00	286.00		
			後	B 11.00～ 48.00	286.00		
"	稗原木次線	雲南市三刀屋町高窪923番1地先から同923番5地先まで	前	A 26.00～ 31.00	20.00	木次土木建築事務所仁多土木事業所	不用物件発生 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ所有者へ返還
				A 16.00～ 21.00	20.00		
			後	B 6.00～ 8.00	20.00		
"	印賀横田線	仁多郡奥出雲町竹崎226番12地先から同226番14地先まで	前	5.00～ 18.00	80.00	木次土木建築事務所仁多土木事業所	道路改良工事 拡幅
			後	8.00～ 18.00	80.00		
"	出雲平田線	出雲市武志町664番地先から同町957番地先まで	前	3.10～ 3.40	32.00	出雲土木建築事務所	道路改良工事 拡幅
			後	9.40～ 11.40	32.00		
"	波佐匹見線	益田市匹見町道川イ948番5地先から同町	前	3.50～ 5.30	821.80		道路改良工事

		道川イ1341番 9 地先まで	後	7.00 ~ 10.00	821.80	益田土木建築事務所	一般県道久城インター線建設工事に伴う迂回路設置 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ
"	益田港線	益田市中島町イ646番 2 地先から同町イ283番 4 地先まで	前 A	10.00 ~ 11.00	330.00		
			A	10.00 ~ 11.00	330.00		
			後 B	10.00 ~ 23.00	423.00		

島根県告示第703号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき告示する。

この関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年 6 月 7 日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	波佐匹見線	益田市匹見町道川イ948番 5 地先から同町道川イ1341番 9 地先まで	メートル 821.80	平成17年 6 月 7 日	益田土木建築事務所	

島根県告示第704号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、島根県管理港湾重栖港の港湾施設の使用料の徴収事務を平成17年 4 月 1 日から隠岐郡隠岐の島町西町八尾一62番地おき西郷漁業協同組合に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成17年 6 月 7 日

島根県知事 澄 田 信 義

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第 6 条の規定により公告する。

平成17年 6 月 7 日

島根県警察本部長 塩 川 実 喜 夫

1 入札の内容

- (1) 入札の件名
指紋自動識別システム賃貸借契約
- (2) 賃貸借物品の仕様及び数量等
入札説明書による。
- (3) 賃貸借期間

平成17年10月1日から平成22年9月30日の間

(4) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

入札書に記載された金額のうち最低価格を落札金額とする。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格要綱(昭和45年島根県告示第4号)第5条の規定により、入札に参加する者に必要な資格があると開札の日の前日までに知事の承認を受け、物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格者名簿の営業種目大分類「14 借入品」、中分類「(2) 情報処理機器」に格付Aで登録された者であること。

(3) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の一般競争入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中である者でないこと。

(4) 入札参加希望者の履行能力を確認する書類の提出

平成17年6月7日(火)の公告開始日から平成17年7月18日(月)までの間に履行能力を確認する書類の提出が必要であるので、3の(1)の場所に持参又は郵送すること。受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後4時までとする。

提出書類は次に掲げるものとし、様式は任意とする。

ア 納入するシステムの機器一覧表

イ システム納入メーカーの出荷引受証明書

なお、開札日時までの間において、当該書類に関する説明及び補正を求める場合がある。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課

電話0852-26-0110 内線2235~2236

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

平成17年6月7日(火)から7月16日(土)までの間、上記(1)の場所において交付する。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後4時までを交付時間とする。

(3) 入札説明会

ア 日時 平成17年6月23日(木)午後1時30分

イ 場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階 入札室

(4) 入札書の受領期限

平成17年7月22日(金)正午(郵便による入札にあつては、正午までに到着していること。)

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年7月22日(金)午後2時

イ 場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階 入札室

4 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

5 入札保証金

契約予定相当額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

6 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

7 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

9 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

10 その他

詳細は入札説明書による。

11 Summary

(1) Subject matter of tender

Lease Contract of Automated Fingerprint Identification System

(2) Specifications and quantity for lease

According to the bid explanation form

(3) Leasing Period

1st October, 2005 to 30st September, 2010

(4) Delivery location

According to the bid explanation form

(5) Deadline for tender

noon on 22th July, 2005 (applications by mail must be received by the prefectural office by noon on 22th July, 2005)

(6) Date and time for the opening bids and tenders

at 14:00 on 22th July, 2005

(7) Contract contact information

Finance Division, Police Administration Department, Shimane Prefectural Ploice Headquarters

8-1 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8510 Japan

Ph:0852-26-0110 (ext.2235 or 2236)

雑

報

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の9第1項の規定に基づき、島根県知事の委任に係る消防設備士試験を次のとおり実施するので、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第33条の12第1項の規定に基づき公示する。

平成17年 6 月 7 日

財団法人消防試験研究センター理事長 池 田 春 雄

1 試験の種類

(1) 甲種消防設備士試験

(2) 乙種消防設備士試験

2 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時

平成17年8月28日(日) 午前の試験 8時30分から
午後の試験 12時45分から

(2) 試験の場所

松江市及び浜田市

3 受験手続

(1) 受験願書提出先

財団法人消防試験研究センター島根県支部(持参又は郵送のこと。)

(2) 受験願書受付期間

平成17年6月30日から7月15日まで(郵送の場合は、7月15日までの消印のあるものに限り受け付ける。)

(3) 受験手数料

甲種消防設備士試験にあつては5,000円、乙種消防設備士試験にあつては3,400円を所定の方法により納付すること。

4 その他

(1) 受験願書用紙配置場所

財団法人消防試験研究センター島根県支部、島根県総務部消防防災課、隠岐支庁、各総務事務所、各地区消防本部(郵送により請求する場合は、財団法人消防試験研究センター島根県支部あて「消防設備士試験願書請求」と朱書きした封筒に、140円切手をはった請求者あて先明記の返信用角型2号封筒を同封すること。)

(2) 問い合わせ先

〒690-0882

松江市大輪町420-1 島根県大輪町団体ビル2階

財団法人消防試験研究センター島根県支部

(電話0852-27-5819)

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第16条の2第1項の規定による島根県知事の委任に係る平成17年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成17年6月7日

財団法人不動産適正取引推進機構理事長 小野 邦久

1 試験の日時

平成17年10月16日(日曜日) 午後1時から午後3時まで

ただし、宅地建物取引業法第16条第3項の規定により、国土交通大臣の登録を受けたものが行う講習を受講し修了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとする者(宅地建物取引業法施行規則第10条の5第6号にいう登録講習修了者。以下「登録講習修了者」という。)については、午後1時10分から午後3時まで

2 試験場所

受験申込みの受付の際に指定する。

3 試験の内容

(1) 内容

おおむね次の事項について行う。

ア 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。

イ 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。

ウ 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。

エ 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。

オ 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。

カ 宅地及び建物の価格の評定に関すること。

キ 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。

ただし、登録講習修了者については、前記アとオに掲げる事項に関する問題を免除する。

(2) 出題法令

平成17年 4 月 1 日現在施行されている法令による。

4 試験の方法及び出題数

(1) 方法 4 肢択一式の筆記試験による。

(2) 出題数 50問

ただし、登録講習修了者については、45問とする。

5 受験資格

年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。

6 受験申込み

(1) 郵送又は持参による申込み

ア 試験案内及び受験申込書の配布

(ア) 配布期間

平成17年 7 月 1 日 (金曜日) から平成17年 7 月29日 (金曜日) まで。

ただし、土曜日、日曜日及び休日は除く。

(イ) 配布場所

財団法人島根県建築住宅センター

社団法人島根県建設業協会雲南支部

同 出雲支部

同 大田支部

同 邑智支部

同 浜田支部

同 益田支部

同 隠岐支部

社団法人島根県宅地建物取引業協会松江支部

同 出雲支部

同 大田支部

同 浜田支部

同 益田支部

イ 申込期間

(ア) 郵送申込みの場合

平成17年 7 月 1 日 (金曜日) から平成17年 7 月29日 (金曜日) までの日付の消印のあるものに限り有効とする。

(イ) 持参申込みの場合

平成17年 7 月25日 (月曜日) から平成17年 7 月29日 (金曜日) までの期間で、午前 9 時30分から午後 4 時30分まで。ただし、正午から午後 1 時までを除く。

ウ 提出書類

- (ア) 受験申込書(受験手数料の納入済を証する郵便振替払込受付証明書をはったもの)
- (イ) 写真一葉(受験申込前6か月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景で縦4.5センチメートルから5センチメートルまで、横3.5センチメートルから5センチメートルまでの間の大きさのもの)
- (ウ) 登録講習修了者については、前記(ア)と(イ)に加えて登録講習修了証明書(修了試験合格年月日が試験実施日前3年以内のもの)

エ 受験手数料 7,000円

受験申込前に、所定の郵便振替用紙により、郵便局又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行預金口座に払い込む(払込手数料は、本人負担)。

オ 郵送先又は提出先**(ア) 郵送申込みの場合**

財団法人島根県建築住宅センター(松江市北田町35-3 建築会館)あて簡易書留郵便又は配達記録郵便で申し込むこと。

(イ) 持参申込みの場合

財団法人島根県建築住宅センター(松江市北田町35-3 建築会館)

(2) インターネットによる申込み**ア 試験案内の掲載****(ア) 掲載期間**

平成17年6月17日(金曜日)から平成17年7月25日(月曜日)まで(申込みの締切りは平成17年7月14日(木曜日)午後9時59分まで)

(イ) 掲載場所

財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ(<http://www.retio.or.jp>)

イ 申込期間

平成17年7月1日(金曜日)午前9時30分から平成17年7月14日(木曜日)午後9時59分まで

ウ 申込方法

(ア) 財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ(<http://www.retio.or.jp>)にアクセスし、受験申込画面において必要な事項(登録講習修了者については、登録講習修了証明書(修了試験合格年月日が試験実施日前3年以内のもの)に記載されている登録講習機関の登録番号及び修了番号を含む)を入力する。

(イ) 写真ファイル(受験申込前6か月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景のものでJPEG形式のもの)を添付する。

エ 受験手数料 7,000円

財団法人不動産適正取引推進機構が指定したクレジットカードにより又はコンビニエンスストアより収納する(事務手数料は、本人負担)。

7 合格発表**(1) 発表の期日**

平成17年11月30日(水曜日)

(2) 発表の方法

財団法人島根県建築住宅センター及び島根県庁前掲示板へ合格者一覧表の掲示をするとともに、本人あて合格書の送付により行う。

8 試験に関する問い合わせ先

財団法人島根県建築住宅センター

電話 (0852) 26 - 4577

正

誤

平成17年 5 月20日付け島根県報第1,676号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
3	上から20	支給開始	認定

